

計画素案委員意見書

資料20

番号	章	頁数	意見内容記入	事務局見解
1	第4章	25	下から9行目の「助産院」について ・「助産院」は俗称で、正式には「助産所」(医療法第2条に規定)のため表現を「助産所」に変更された方がいいと思います。	正式な文言の記載が適切ですので、ご意見のとおり「助産所」に改めます。
2	第4章	26	下から7行目の「助産院」について ・上記のとおり「助産所」に変更された方がいいと思います。	
3	第4章	25	3 安心して子どもを産み育てられるまちづくりにおいて、目次と冊子の表題がそれぞれ違います。(目次(1)地域の子育て支援体制を充実させるために 冊子(1)妊娠・出産への支援)	目次との比較ができていませんでした。目次についても再確認して修正します。
4	第4章	33	(4)ひとり親家庭への支援において、主な事業に養育費確保の支援を加えてほしいです。養育費は子どもの権利であり、子ども大綱にもその必要性が記されています。しかしながら、生活困窮のセンターに来られるひとり親家庭の多くは養育費を受け取っておらず、その理由は取り決めの不足が大半です。福岡県や飯塚市の施策を参考に、取り決め促進や保証制度を導入することで、経済的困窮の改善につながると考えます。 現行の計画案において直ちに盛り込むことは難しいと思いますが、ひとり親家庭の支援施策の次期検討事項として、『養育費確保支援の導入可能性』を考慮いただければ幸いです。	養育費はアンケートにもありましたとおり、なかなか受け取りが少ない状況です。経済的困窮の改善にも影響があることですので、まずは養育費の相談支援を取り組みとして挙げさせていただきます。
5	第4章	4	4行目「未然防止を図るべく」「整備を図っています」と一文に重複表現があるので、後段を「取り組んでいます」などに表現を変えたほうが良いと思います。	ご意見のとおり重複表現となりますので、後段の表現を変更します。
6	第4章	13	「2 生活の支援」中に、嘉麻市社協さんを入れても良いのではと思いました。嘉麻市の政策と言えるか分かりませんが、いろいろとご支援頂いている貧困世帯があるので、ご検討ください。	社会福祉協議会様には、様々な場面で政策の補完をしていただいておりますので、子育て支援においても記載をさせていただきます。